平成２３年（フ）第２０２２号
北海道石狩郡当別町東町940番地１　町住329号
債務者　金野孝一郎
１　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２３号
北海道石狩郡当別町東町940番地１　町住329号
債務者　金野　千尋（旧姓太田）
１　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２９号
札幌市厚別区厚別南２丁目30番３―501号
債務者　小野寺　浩
１　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０５２号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目１番14―404号
債務者　渡辺　澄子
１　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０５６号
札幌市東区北19条東４丁目１番55号　コーポ高杉201号
債務者　泊川喜美子（旧姓野開・畠山）
１　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０６３号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番15―402号
債務者　長内　義次
１　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７３０号
東京都豊島区池袋本町４丁目37―８―207
債務者　丸山　元次
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７３１号
東京都北区赤羽北２丁目15―１―1131
債務者　原　久美子
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７３２号
東京都荒川区東日暮里２丁目19―７　ＳＰＡＣＥ・A102
債務者　粟津　寛子
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７３３号
東京都足立区大谷田３丁目５―１―202
債務者　伊藤　武夫
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７３５号
千葉県茂原市八千代１丁目13―４―101
債務者　赤木　　真
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７３６号
埼玉県草加市両新田東町109―１―206、住民票上の住所東京都足立区伊興１丁目６―37―508
債務者　比佐　知美
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７３７号
神奈川県横浜市中区本牧元町29―11　弥三郎荘202号室
債務者　山田　一夫
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７３９号
神奈川県秦野市堀西81―６―201
債務者　北村　幸子
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７４１号
埼玉県上尾市仲町１丁目５―25―403
債務者　鈴木　啓介
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７４６号
東京都東大和市向原３丁目10―15―106
債務者　福岡るみ子
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部